

郡市医師会 だより

函館市医師会 医政講演会(10月27日開催)

中川俊男日本医師会常任理事による 『医療制度の問題点と 日本医師会のあり方』

函館市医師会理事
北海道医報通信員

白戸 勝

本年度の診療報酬マイナス改定は、医療界においてさまざまな影響を及ぼしており、さらに医療制度改革関連法によって、世界に誇るわが国の医療制度は崩壊してしまうことが懸念されております。このような中、4月から日本医師会は唐澤新執行部となり、会員のなかから日医の新しい取り組み方を伺いたいという声が挙がり、函館市医師会と渡島医師会、函館内科会、道南脳神経外科懇談会の共催で、平成18年10月27日(金)にホテル函館ロイヤルで中川俊男常任理事を迎えて「医政講演会」が開催されました。

中川常任理事は講演の中で7つの課題について講演されました。要約のみを記しますと、(1)4～6月の緊急レセプト調査の結果、厚労省の予測値を超える影響が出ている。今後、中医協で医療機関の窮状を訴えていきたい。(2)厚労省の医療費推計には多々問題がある。日医の再推計のデータをもとに早急な再計算を求めた。(3)政府は社会保障給付費の増加が膨大な財政赤字の主因であると述べている。しかし、日医総研のデータから、社会保障費の伸びは債務増加額のなかでは微々たるものである。きちんと議論することが肝要である。(4)療養病床再編に関する緊急調査では「介護難民」は約4万人、「医療難民」は約2万人と推計される。2009年度からの第4期介護保険事業支援計画の策定を待たずに、介護施設の受け入れ体制を早急に整備し、また、医

療区分の妥当性を見直すべきである。(5)レセプト・オンライン請求への対応では、日医はIT化そのものに反対するものではない。しかし、IT化は医療の質の向上と患者の安全性を担保とするためのものでなければならない。従って政府のいうIT化とは違う。(6)国会にいろいろな医療政策を提言するようになっていきたい。日医としてのグランドデザインを早急に策定したい。これには財源問題まで踏み込む予定である。(7)日医総研を中心にデータを蓄積してエビデンスを持って政策を主張してもネガティブイメージのままでは国民になかなか受け入れられないと判断、新たな広報戦略としてイメージCMの放映を決めた。

最後に中川常任理事はこれからの医師会の広報活動について、日本医師会と地域医師会との役割分担をお願いしたい。日本医師会は主に医師会のイメージアップ戦略を担い、地域医師会は地域住民への啓発運動や地元選出の国会議員への働きかけを要望したい。直近の課題としては、来年の参議院選挙には日医推薦の候補者が高得票数を獲得して当選することが医師会の主張を国政に反映する上で重要である、と述べておりました。

◇

当日は医師58名、他の医療関係者47名の計105名が参加しました。予想より参加者が少なく、当医師会の広報活動が少し足りなかったのかと反省しております。中川常任理事は常日頃、官僚や国会議員を納得させるには印象や感想だけで議論してもだめで、きちんとしたデータを出して、それをもとに相手と対峙しなければならない、と申しております。



今回の講演もまさにその通りで、細かいデータを出し、それを分析した上での説得力のある講演でした。講演後、活発な質疑応答も行われ、中川常任理事および日医新執行部に対する期待の高さを窺わせました

中川常任理事にはご多忙の中、私達のために講演の時間を割いていただきありがとうございました。この紙面をお借りしてお礼申し上げます。



お知らせ

医療法人制度改革による 一人医師医療法人の設立について

— 現行制度での事前受付締切は12月5日 —

◇ 医業経営・福利厚生部 ◇

表題に関し、先の国会で成立した改正医療法の中で、医療法人の制度改革として①特別医療法人にかわる社会医療法人の創設、②医療法人の残余財産帰属先の限定、以上の2点が平成19年4月1日から施行されることになりました。

改正の②については、現行では、出資者の退社や医療法人の解散に際しては、出資割合に応じて残余財産の分配ができるとされておりますが、明年4月以降に設立される医療法人については、定款上、残余財産の帰属先（国または地方公共団体、医療法人、厚生労働省令で定めるもの）を選定しなければなりません。

現行の医療法人および明年4月以前に設立される医療法人については、出資持分「有」のまま当分の間経過措置として存続可能となります。

明年4月以前の医療法人設立を検討される場合は、本年12月5日（火）が事前受付の締切日となりますので、道庁医務薬務課まで申請書類を提出していただくことになります。

その後の本申請は、明年1月9日（火）までに所管保健所に提出していただくことによって3月に医療法人設立となり、現行制度の適用となります。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

北海道医師会会員課 担当者 若松 Tel. 011-231-1434